

令和5年度大阪府消費生活センター委託事業 「大学生期における消費者教育推進事業」

大学生のための消費者市民大学

大阪府消費者教育学生リーダー養成講座



主催

大阪府消費生活センター
産学協働人材育成機構 AICE

もずやん



消費者教育推進大使
大阪府店報担当副知事
もずやん

大阪府消費者教育学生リーダー養成講座

2023 年度

消費者教育の基礎理解

和歌山大学 岡崎 裕

3つの消費者教育

Q：消費者教育とは何でしょう。

A1：

A2：

A3：

その答えを見つける前に、まず「資本主義」について考えましょう。私たちは日本をはじめとした「資本主義」の社会に生きています。資本主義とは、簡単に言えば「資本」すなわちお金が社会活動の基礎として位置づけられ、その投下（投資）と回収

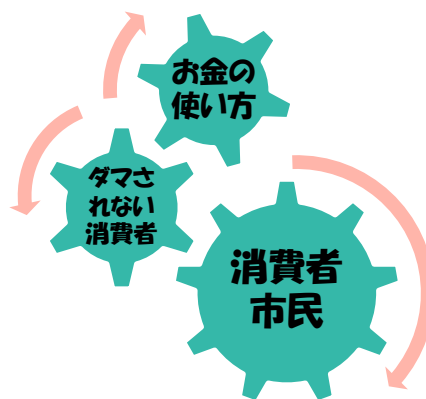
（利潤）によって人々が生活の糧を得るようなシステムのことです。したがって、投資にはそれに見合う利益がなければ意味がありませんし、要するに代金に見合う商品でなければお金を払う値打ちがないということです。第一義的には、そうした正しいお金の使い方を学びましょう、というのが消費者教育の出発地点です。

ここで、ひとつ確認しなければならないのは、資本の投下、つまりお金を使うとき、必ずそれを受け取る相手がいる、ということです。そうした、言わば「取引相手」は自由な資本市場においては、すべてのひとがその候補となり、はっきり言えば「良い人」もいれば「悪い人」もいる、ということなのです。お互いの約束どおり、きちんとモノやサービスを提供してくれれば良いのですが、時には約束のモノやサービスが提供されなかったり、時には「約束」そのものがウソだったりする「悪い人」もいます。そのような悪い人にダマされな

いよう自分の身を守りましょう。それが消費者教育の第二の目標です。

さて、正しいお金の使い方をおぼえ、悪い人にダマされないように気を付けることができれば、ひとまず「わたし」は安心です。ただ、「資本主義」は、社会システムの一つなので、そこでは「社会」の存在が前提条件になっています。

社会、すなわち多くの人々が共同で生活する世界では、自分ひとりだけがダマされなければそれで良いということでは、より豊かな未来を築くことは出来ません。一人ひとりがみんなのために、言い換えれば「社会全体のためにより良いお金の使い方、使われ方を学ぶ」こと、それが消費者教育の第三の目的、すなわち消費者市民教育の意義なのです。



社会の動き（法律の制定等）

Q1：消費者市民社会に言及

「 」

Q2：市民意識育成の必要性

「 」

Q3：安全のための消費者教育

「 」

<消費者教育推進法>

平成 24 年 12 月、国会において「消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）」が議決され、そこでは消費者教育を「消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動」と定義し、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む」と定められました。

ここでの重要なポイントは、やはり「**消費者市民社会**」というキーワードの登場です。それまで、どちらかというと消費者の（個人としての）利益を守るための消費者教育、すなわちだまされないための消費者教育が多くを占めていたものが、社会全体の利益が、時には個人的利益に優先するような「消費者市民教育」が求められているのです。これは決して「全体主義」などではなく、むしろ「**公共主義**」とでも呼べるものかもしれません。学校、企業、国や自治体、そして市民が連携し、消費者としての「市民」を



育成する新たな取り組みが求められています。



に消費者被害が拡大しないよう、学校や社会において消費者としての合理的な意思決定能力を育む学習の機会を設けていく必要があります。

<改正消費者安全法>

正式には平成 21 年 6 月施行の「消費者安全法」を、平成 26 年 6 月に「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」によって改正したものととなります。高齢者に対する「**振り込め詐欺**」の増加、また、食品、建造物、乗用車など、あらゆる品目において頻発するいわゆる「**偽装**」事件など、消費者を取り巻く環境は厳しさを増すばかりです。こうした状況に対応するため、法律では事業者の責任をより厳格化し、併せて行政に対する消費者保護のための施策の強化を促しています。

こうした方策を進める手立てとして、国や地方公共団体による消費者教育の推進、および広報活動によって、「消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない」と規定しています。

<中教審答申「地域連携」>

平成 27 年 12 月の文部科学省中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、学校を**地域の教育拠点**として名実ともに再編し、地域の様々な公共機関

<改正公職選挙法>

平成 27 年 6 月、選挙権年齢を満 18 歳以上に引き下げを主な内容とする「公職選挙法の一部を改正する法律」が成立しました。



これにより新たに有権者となる若者の政治的意識（**市民意識**）を育てる教育の必要性が高まっています。こうしたなか、民法における成年年齢の引き下げもあわせて議論されており、これにより若い人たちの間

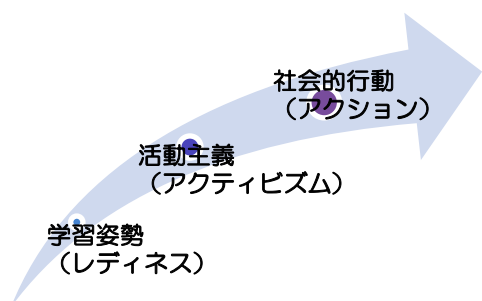
や団体、企業、そして学校が有機的なネットワーク化を図りながら、相互に**協力・連携**し、地域全体で教育と学びを展開していくシステムの構築等を目指しています。

消費者教育、特に消費者市民の育成においては、日常の消費生活を通じ、より望ましい社会の構築を目指します。学校が地域との連携を深めてゆく中で、生活の中の消費をみつめる消費者教育の視点は、ますます重要になります。

ワークショップ

「消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを**適切な行動に結び付けることができる実践的な能力**が育まれることを旨として行われなければならない。（消費者教育推進法 第3条）」

…近年、教育の方法論として、「**アクティブラーニング**」と呼ばれる方法が注目されており、今後の学校教育においてはそうした手法が主流になるといわれています。これは、「**能動学習**」と呼ばれるように、学ぶ側における**学習姿勢（レディネス）**の問題と、学習の過程における**活動主義（アクティビズム）**、そして、学習の結果として得られる**社会的行動（アクション）**をもって、全体が構成されるものです。



消費者教育においても、そうした考え方は既に明確に示されており、上記条文では、消費者教育の学習過程をただ単なる知識としてではなく、実際にそれぞれの場面で適切な**行動**に結び付けることができるような**実践的な能力**の育成を求めています。



こうした背景のもと、ここでは具体的な**アクティブラーニング**の事例について考えてみましょう。

＜自分自身の消費について考える＞

Q：あなたの「消費」を社会的な視点でとらえてみましょう。

…学びの結果が行動にいたるような、実践的な学びを進めるために、まずは学習者自身の**日常生活の検証**から始める必要があります。

ノルウェーの消費者教育学者ビクトリア・トーレセンは、自身の文書のなかで消費者市民教育について次のように語っています。

消費者市民とは、倫理的、社会的、経済的、そして環境に配慮した思想に基づいた選択(choice)が出来る個人を意味する。

ここでの注目すべきキーワードは、言うまでもなく「**選択 (choice)**」と「**個人**」です。私たちの消費者としての日常生活は「**選択**」の連続です。それぞれの局面において、その「**選択**」が自分自身にとって正しい（利益

につながる）かどうかを考えるのは当然ですが、一方で**その選択が社会的に適切かどうか**もあわせて考える必要がある。そしてそれは、あくまであなた「**個人**」としての**判断**にかかっているのだ、ということなのです。

この命題を**アクティブラーニング**として考えるならば、あなた自身が、あなた自身の経験に照らしながら、あなた自身の方法によって、あなた自身の日常の消費行動を検証する、という作業になるでしょう。

＜ひとに伝える＞

Q：あなたの消費生活をふりかえり、ひとに伝えてみましょう。

…「社会的な…」という表現を使うとき、そこでは複数の人間集団における論理が前提となります。「消費者市民」という言葉が示す新しい消費者教育が求めるものは、「わたし」から「わたしたち」への視点の転換です。だからこそ、「いま」、「わたし」が考えていることが「あなたにとってどうですか？」、あるいは「わたしたちのにとってどんな意味がありますか？」、と問いかけるところから、社会的なコミュニケーションにつなげてゆくことが必要です。

こうした作業は、あえて言えば「教材づくり」と呼ばれる作業に似ています。ただ、その手法はあくまで伝える側、すなわちあなた自身の自由に委ねられます。それは、「すごろく」や「クイズ」のような「あそび」の形式になることもあれば、ストーリーやメタファーをともなう「文芸」のかたちをとることもあるでしょう。そのほかイラストや映像な

どのようなビジュアルをとる方法や、演劇やダンスなどもあり得ます。いずれの形式をとるにしても、重要なことは社会的文脈（他者とのコミュニケーション）をそのブ

ロセスと目的において常に意識することです。「消費者市民性」とは、まさにそうした社会的文脈に消費を位置づけることなのですから。

以下では、その一例を示します。

（例 1）消費者教育クイズ

Q1：夜にお弁当を買いにスーパーに行きました。賞味期限が今日までの半額になっているお弁当を買うか迷っています。

A 買う B 買わない

Q2：インターネットで評判のよくない商品があります。本当によくないかどうかはわからないので買うか迷っています。

A 買う B 買わない

Q3：環境にもよい太陽光発電。初期費用は高額だが将来のためになるので取り付けるか迷っています。

A 取り付ける B 取り付けない

Q4：違法な無料ダウンロードやコピー。だめなことだとわかっているけど、多くの友達がやっています。あなたは・・・

A する B しない

Q5：スーパーでお菓子を買おうとしたら、その隣に「フェアトレード」と書かれた少し値段の高いお菓子がありました。

A 普通のお菓子を買う B フェアトレードのお菓子を買う

持続可能な開発目標（SDGs）

2015 年、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150 を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（英語【別窓】・日本語【外務省仮訳】

【PDF】）が採択されました。アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかかげました。この目標が、ミレニアム開発目標（MDGs）の後継であり、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。消費者教育は、その 12 番目に位置付けられています。

今後、国連に加盟するすべての国は、全会一致で採択したアジェンダをもとに、

2015 年から 2030 年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くします。



「新学習指導要領」 と消費者教育

平成 28 年の中教審答申を受けて、翌 29 年 3 月に公示された新学習指導要領においては「消費者教育」の内容がより明確に示されています。

例えば小学校では、まず社会科において「販売の仕事が消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること」として、商業が

単なる利益の追求にとどまらないことを示したうえで、「社会生活を営む上で大切な法やきまり」の重要性を学ばせるよう求めています。また家庭科では、「買い物の仕組み、売買契約の基礎」を理解したうえで、「物や金銭の使い方と買い物について、消費者の役割が分かること」を求め、買う側（消費者）としての責任について記述しています。さらに「身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること」とし、「自分の生活と身近な環境との関わりや物の使い方などを考え、工夫すること」を通して、単に

自分の生活だけでなく、環境への配慮を求めています。ここに新たに加わった「道徳科」では、「自他の権利を大切に、義務を果たすこと」として、個人と社会の双方への配慮を求めています。

中学校では、これまでもあった経済に関する内容や金銭教育に加え、経済活動における役割と責任、並びに消費者の保護とその意義などが盛り込まれており、さらに高校ではそうした内容を総合的に発展させ得る教科として、新たに「公共」が設定されました。

「成年年齢引き下げ」 と消費者教育

平成 30 年 6 月 13 日、成年年齢引き下げに関する民法改正が衆議院において可決・成立し、成年年齢が平成 34 年 4 月から 18 歳に引き下げられることが決まりました。ここにおいて学校

教育は、これまで概ね卒業後のこととして、やや距離感のあった「成人」に対する配慮を求められることとなり、「消費者教育」も現実の学習すべき重要課題としてクローズアップされることとなりました。すなわち、法的に「保護される未成年」ではなく、目の前の生徒が個人として契約を行い得る「成人」になったので

ある。これは勿論学校だけの問題ではなく、家庭においても同様です。

ここには、最も若年の大人として「新」成人を不当・違法な商行為から守らねばならない、ということと、SDGs（持続可能な開発目標）を共有すべき社会人として、より早期に若い市民を育てるという二つの意味が存在するのです。

消費者教育に関連 する資格

消費者教育は学校での教育活動だけでなく、社会全体においても大きな課題となっています。そうした学びをキャリアとして具体化する一つの方法として、「消費生活相談員」があります。平成

28 年 4 月に施行された「改正消費者安全法」では、行政機関等において消費者相談業務を行う専門資格として消費生活相談員資格を制度化し、平成 28 年度から実施されている消費生活相談員資格試験の合格者に付与しています。この資格試験は、消費生活相談を行うために必要な知識及び技術を有するかどうかを判定することを

目的に、内閣総理大臣の登録を受けた登録試験機関が実施することになっており、「一般財団法人日本産業協会」及び「独立行政法人国民生活センター」が登録されています。

消費生活とその教育・啓発を学ぶ目的として、こうした資格取得を目指すことも選択肢の一つになるでしょう。

[illegible]

(出典：南大阪地域大学コンソーシアム 消費者教育パンフレット)

ボランティア活動について

消費者教育学生リーダー会の活動を通じて、大学生による消費者啓発・ボランティア活動を実施します。ボランティア活動は、消費者教育学生リーダー会の主体的な活動の中で、企画・実施する事を基本とします。

ボランティア活動を実施するにあたっては、注意しなければいけない事がいくつかあります。

ボランティア活動を行うときの注意点

-
-
-
-

今年度実施するボランティア活動

ボランティア活動は、基本的には学生リーダー会の主体的な活動により行います。どんな活動をするのかも、リーダー会で企画し、実施することを基本とします。

下記については、実施することがすでに決まっています。その他にもオファーがきています（別途ボランティア一覧参照）。

	名称	日時	対象	会場	内容
1	中高生向けワークブック作成	10月～12月	中高生 中高教員	—	中高生向け消費者啓発ワークブック「毎日の行動を見直してみよう！」の企画、制作、動画、指導案作成し、大阪府下全中校へ配布
2	大阪府消費者教育リーダー養成講座 和歌山大学「消費者市民と社会」	12/9,10,16,17	大学生	Zoom (和歌山大) 泉大津	本事業の学生リーダー養成講座でTAとして支援する。
3	大阪府消費者フェア	10/28	市民	大阪府咲洲庁舎1階 フェスパ	大阪府が毎年実施する市民向け消費者イベント。Webゲーム&ジェンガ「そのときあなたは どうする？」を提供
4	ホームページでの情報発信	年間	市民、大学生	ホームページ	リーダー会ホームページ強化 ツイッターを充実
5	大学学園祭での啓発活動	10/14	大学生	武庫川女子大学	武庫川女子大学の学園祭で、巨大ジェンガと使った「そのときあなたは どうする？」ゲームを実施
6	日本消費者教育学会での発表	6/3	大学教員 学会員	中部支部	学校教育での啓発活動の取組について学会で発表

消費者教育学生リーダー会について

消費者教育リーダー養成講座の全課程または一部を受講し、将来大阪府消費生活センターからのリーダー認定をめざす者、ボランティア活動協力者、リーダー認定者等による学生の主体的な消費者教育活動を行う組織として、「消費者教育学生リーダー会」（以下、「リーダー会」と記す。）が設置されています。

リーダー会の主な活動は、以下です。

消費者教育学生リーダー会の主な活動

- リーダー会による消費者教育イベントの企画・開催・運営を定期的実施し、消費者教育の普及啓発を行う。
- 消費者教育ティーチング・アシスタント（TA）として、養成講座やイベント支援を行う。
- 大阪府から消費者教育関連情報の提供、消費者教育関連の活動支援等を受ける。
- 大阪府の消費者教育の推進に貢献する。
- リーダー会ホームページを立上げ、リーダー会活動を広く伝えるとともに、リーダー会活動を伝える中で消費者教育の普及啓発について広く情報発信する。

消費者教育学生×企業交流会の開催

大学生間ネットワークを形成促進するために、交流会を開催します。交流会では、企業にも参加してもらい、企業の消費者教育活動を知ること、消費者と生産者がともに消費者教育について考える場とします。

交流会を開催するにあたっては、学生の主体的な活動を引き出し、リーダーの自覚をもって交流会を実施するために、消費者教育学生リーダー会が交流会の企画・準備・運営を行います。

名称	消費者教育学生交流会
目的	①学生のネットワークを広げる ・消費者教育に係る大学生間ネットワークの形成促進を図る ・消費者教育の担い手としてのリーダーの意識を高める ・リーダー会の団結意識や帰属意識を高める ・消費者教育学生リーダー会の存在をアピールする ・次の代への継承を図る ・学生の主体的な活動であることの認識を強める ②企業×学生との交流による考えて行動する自立した消費者育成 ・企業の消費者や社会や地球環境に配慮した活動を知る ・企業と交流する中で消費者として自分が何をすべきかを考える ・考えるだけにととまらず、何か成果を形にすることを目指す ・消費者と生産者がともに消費者教育について考える場とする
主催	消費者教育学生リーダー会
参加呼びかけ手法	リーダー会の LINE ネットワーク、HP を通じて他の学生に参加を呼びかける
内容	リーダー会の学生がプログラムを検討。◎は必須とする。 ◎消費者市民社会を理解してもらう ○日々の行動や選択ジレンマを立ち止まって考える ○大学生として何ができるかを考える ◎学生の交流を図る ◎消費者教育学生ネットワークへの登録の誘い ◎企業との交流を図る ※協力企業については、AICE 会員企業等の他、ACAP 会員企業、その他経済団体等に呼びかけ協力を得る予定 ※交流会の最終回では、リーダー認定式を行う。
開催回数	2 回。講座の中で実施。
開催時期	① 12 月 10 日（日）、②1 月 20 日（土） 各回 13：00～16：00
会場	① 浪切ホール（岸和田） ② あべのハルカス（天王寺）

令和元年度分

令和元年度大阪府消費生活センター委託事業「大学生期における消費者教育推進事業」
産学協働人材育成機構AICEを活用した大学生による消費者教育推進の取組
～大学教育課程との連携とSDGsをベースとしたリーダー会活動の活性をめざして～



大阪府消費者教育学生リーダー会主催 企業×学生交流会

人や社会や地球にやさしい生き方を共に考える



大阪府消費者教育学生リーダー会は、消費者教育・啓蒙のリーダーとして活動できるような人材となるための基礎的な知識の習得を図る研修の受講者を中心に、府内の大学の学生等で構成する消費者教育・啓蒙活動を行うネットワークを構築し、大学生が消費者問題に関する啓蒙等をボランティア活動として実践するとともに、その活動が自発的かつ継続的に行われるための指導等を行う学生組織です。私たち学生リーダー会では、「一人ひとりの小さな消費行動が大きな社会問題の課題解決につながっていることを実感し、行動につなげていく」ことを柱に、ちよつと立ち止まって考え、社会や地球の未来について責任をもって消費行動する人を増やしたいと考えています。企業×学生交流会は、消費者を大事にしている企業について理解を深め交流する場であり、消費者教育に興味をもつ学生のネットワークを広げる場であることを目指しています。多くの企業や大学生の参加をお待ちしています！



日時

2019年度
第3回 1月26日 日 13:30-16:30

第1回 11月23日 土 第2回 12月15日 日 各回13:30-16:30

会場：あべのハルカス 2 3 階ハルカス大学セミナールーム

大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-4 3

会場への
行き方

- ①近鉄百貨店タワー館地下北口となりの【地下1階】エレベーターから17階へ→②17階で乗り換え→
 - ③オフィスフロア用のエレベーター【低階層(17-25F)用】に乗って23階へ
- <http://harudai.jp/join/campus/>

第1部
活動紹介

13:30～15:00
「学生リーダー会活動紹介」

- 泉大津市「親子イベント」
「まちの材料でおもちゃをつくろう！」

第3回テーマ
住

「消費者を大事にする企業活動紹介」

- パナソニックの消費者志向経営～これからのスマートライフ（創エネ・省エネ・蓄エネ）
パナソニック株式会社 田中義雄氏
(公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP) 会員企業)

第2部
ワーク
ショップ
交流会

15:00～16:10
「人や社会や地球にやさしい消費行動を考える」



ワークショップ
「エネルギーのムダ使い～罪悪感を感じない解決策はこれだ！」

認定式

16:10～16:30
大阪府消費者教育学生リーダー認定式

【Special Thanks】公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)、「ハルカス大学」プロジェクト

参加応募締切

令和2年1月23日(木)

応募される方はこちら

以下の項目をメールに記載し下記メールアドレスまで応募してください。(TEL、FAXも可)
氏名、所属、連絡先(E-MAIL・携帯番号)

ご興味がある方は
お気軽にご連絡ください

産学協働人材育成機構AICE事務局
堺市北区長曾根町130-42 さかい新事業創造センター100号 有限会社ダブル・ワークス内
TEL 072-240-7071 FAX 072-240-7081 E-MAIL consumer@alice-p.com
<http://www.alice-p.com/consumer/> ※障がい等により配慮を希望される方は事前にご相談ください。

リーダー会への登録

リーダー会に参加するためには、リーダー会への登録が必要となります。下記の「消費者教育学生リーダー会登録用紙」に記入の上、登録してください。（今年度は、受講ページの登録フォームから登録）

別紙 3

消費者教育学生リーダー会登録用紙

記入日 令和 年 月 日	
消費者教育学生リーダー会に登録	する ・ しない
氏名（よみがな）	
所属大学・学部	
連絡先	〒
	電話
	Eメール
リーダー会活動に参加	する ・ しない
講座やボランティア活動やイベントなどの情報を提供してもよいか	はい ・ いいえ

※ 記入項目に変更があった場合は、別紙「連絡先」まで、お知らせください。
※この情報は、この事業に関する事項のみに使用いたします。

消費者教育学生リーダー認定について

「消費者教育リーダー養成講座」の全課程修了生に対して大阪府が消費者教育の学生リーダーとして認定し、将来、大阪府の消費者教育の担い手として活躍することを目指しています。

リーダー認定の要件については、以下の通りです。

消費者教育学生リーダー認定の要件

以下の要件をすべて満たした者を認定します。

- (1) 大学生期における消費者教育推進事業の消費者教育リーダー養成講座の全課程を修了した者
- (2) 以下のいずれかのボランティア活動に1つ以上参加した者
 - ①消費者教育に関するイベント等の企画・運営
 - ②消費者教育のファシリテーター
 - ③消費者教育に関するティーチング・アシスタント（TA）
 - ④幼小中高校、大学、市民を対象にした消費者教育の企画・運営
 - ⑤消費者教育スキルアップ研修の企画・運営
 - ⑥消費者教育に関する教材、PRパンフレット等の企画・制作
 - ⑦大学生に向けた被害にあわないための消費者教育
 - ⑧その他の消費者教育
- (3) 「大阪府消費者教育学生リーダー会」に登録した者

認定にあたってリーダーが身につけておくべき力

- (1) 新しい法律（「消費者教育の推進に関する法律」平成24年12月施行）で定義された「消費者市民社会」を理解している。
- (2) 消費者市民社会の一員として、自分自身が賢い消費者になるために身につけておくべきことを理解している。
- (3) 消費者被害にあわないための行動を伝える事ができる
- (4) 消費者市民社会のことを理解してもらえよう伝えることができる。（賢い消費者を育成する支援ができる）

認定にあたっての手続き

認定に際しては、以下の手順で手続きを行います。

①認定要件の確認	消費者教育リーダー養成講座の修了生を対象に、上記「リーダー認定要件」を満たしているかどうかを「認定要件チェックシート」によって確認。 ※別紙4「認定要件チェックシート」参照（ 今年度は、受講ページの申請フォームから申請 ）
②リーダー就任意思の確認	上記①を確認する際に、リーダーに就任する意思があるかどうかを「認定要件チェックシート」（別紙4）によって確認。
③リーダー認定	上記①を満たし、②でリーダー就任意思確認ができた者について、「消費者教育学生リーダー」として認定する。認定した学生についてリーダー登録を行い、「消費者教育修了生データベース（DB）」にて一元管理する。

■大阪府消費者教育事業ホームページ

<http://www.aice-p.com/consumer/>



■大阪府消費者教育学生リーダー会ホームページ

http://www.aice-p.com/consumer/student_leader/



所属	大学・短大・大学院	回生
ふりがな 氏名	(ふりがな)	
受講年度	令和 年度	(複数年度ある場合はすべて記入)

	はい	いいえ
「消費者教育リーダー養成講座」基礎講座を修了した（平成 年度）		
「消費者教育リーダー養成講座」応用講座を修了した（平成 年度）		
「消費者教育リーダー養成講座」実践講座を修了した（平成 年度）		
以下のいずれかのボランティア活動に1つ以上に参加した（実践講座で参加したイベント等も含む）		
①消費者教育に関するイベント等の企画・運営に参加		
②消費者教育のファシリテーターとして参加		
③消費者教育ティーチング・アシスタント（TA）として参加		
④幼小中高校、大学、市民を対象に消費者教育の企画・運営に参加		
⑤消費者教育スキルアップ研修の企画・運営に参加		
⑥消費者教育に関する教材、PRパンフレット等の企画・制作に参加		
⑦大学生に向けた被害にあわなかったための消費者教育に参加		
⑧その他の消費者教育（ ）		

	はい	いいえ
「大阪府消費者教育学生リーダー会」に登録していますか？		

	はい	いいえ
大阪府消費者教育学生リーダーとして今後の大阪府の消費者教育の普及啓発に協力しますか？		
登録した情報については、大阪府に提供することに同意します		

【お問い合わせ】

産学協働人材育成機構 AICE 事務局

〒591-8025 堺市北区長曽根町 130-42

さかい新事業創造センター 100 号

有限会社 ダブル・ワークス内

Tel : 072-240-7071 Fax : 072-240-7081

e-mail : consumer@alice-p.com

URL : <http://www.sneeds-b-kansai.jp/AICE/>